

さくら市農業委員会総会議事録（平成31年3月定例総会）

1. 開催日時 平成31年3月25日（月）午後1時30分から午後3時22分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（16人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田多美子
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（3人）

	6番	石原 功江
	8番	吉成 重男
	16番	古澤 一郎

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
- 議案第 8 号 耕作放棄地の非農地通知書交付について
- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高野 洋
 係長 和氣 貴子
 主事 石原 宏哉

7. 会議

事務局	高野	<p>定刻を過ぎました。本日の出席委員は、16名で、欠席は6番石原功江委員、8番吉成重男委員、16番古澤一郎委員の3名であり、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>皆さんこんにちは、3月下旬になりまして何かと忙しいところでございますが、水稻の方も準備が着々と進んでいるのではないかと思います。桜の花も今月中には咲くでしょうという予報も出ております。そのような中、総会に出席していただきましてありがとうございます。先月は私も風邪をひいてしまいまして欠席させていただきました。大変ご迷惑をおかけしました。おかげさまで完全な体に戻りました。本日もたくさん議案も入っているところでございます。ご審議の程よろしく願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会3月定例総会を開催いたします。</p>
事務局	高野	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして本日書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>

2番	齋藤	本日午前10時から1名欠席のもと、第1号議案2件、第6号議案2件、別件1件について、書類並びに現地を調査して参りました。後ほど担当委員より詳細報告がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第2調査会委員長の報告を求めます。
18番	小林	本日午前9時30分より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が3件、議案第2号が2件、議案第5号が1件、議案第6号が5件の合計11件であります。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第3調査会委員長の報告を求めます。
13番	小池	午前10時より全員出席のもと開会し、当委員会に付託されました議案は、議案第3号が1件、議案第4号が1件、議案第8号が5件の合計7件であります。議案の内容を審査の上で現地調査をしてまいりました。内容等につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	次に第4調査会委員長の報告を求めます。
14番	石田	午前10時より1名欠席のもと書類調査を行いました。案件は議案第8号が4件です。後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>10番の小菅和彦委員、11番の見目桂一委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p>

		以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
1 1 番	見目	案内図 1 - 1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。 この土地は前に農振除外の申請があった土地です。詳細については事務局から説明のあった通りです。2 1 日に地元の最適化推進委員と現地を確認し、問題なしと判断いたしました。午前中の調査会でも問題なしとの事です。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 1 号番号 1 番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第 1 号番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第 1 号番号 2 番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の 2 の (1) の「人為的な転用行為が行われてから 2 0 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
3 番	関	案内図 1 - 2 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 長年にわたりまして農家住宅敷地として利用しておりまして、昨年 9 月に火災により焼失いたしまして、ただいま家を新築する計画で進めておりますがその中で調査したところ農地である

		<p>ことが判明いたしましたので、今回の申請に至りました。内容につきましては、ただいまの事務局の説明のとおりでございます。</p> <p>また、本日現地調査を行いましたが無問題のものと考えております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
15番	齋藤	<p>案内図1-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請人の〇〇さんは、おととしに亡くなった申請地の前の所有者である〇〇さんの長女にあたります。申請地は進入路及び牛舎として使われていたという事で、現在牛舎は撤去されておりますが、進入路がアスファルトの状態で、牛舎の土台が残ったままでして、午前中の現地調査でも非農地はやむを得ないという判断をいたしました。その他詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号3番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号4番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	関	<p>案内図1-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は、隣接地に宅地がございましてそこに家を建てまして住んでいたわけですがけれども、現在は空家となっている状況でございます。その宅地への通路及び出入口または駐車場として宅地と一体的に長年利用されてきた状況でございます。 本日現地調査を行いましたが無問題のものと考えております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>

議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号5番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、非農地証明交付要領の2の(1)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
7番	小林	<p>案内図1-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>詳細につきましては事務局の説明のとおりです。申請人の〇〇さんは、申請された時は〇〇市にお住まいでしたが、現在は市内に住んでおります。昨日、推進委員2名と同行の上現地調査、本日は調査会として現地調査を行いましたが無問題と考えております。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。)</p>

		<p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。</p>
18番	小林	<p>あっせん委員といたしまして10番小菅和彦委員と私18番小林功を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号1番のあっせん委員は、10番小菅和彦委員、18番小林功委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第2号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、同じく2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。</p>
18番	小林	<p>あっせん委員といたしまして6番石原功江委員と10番小菅和彦委員を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議案第2号番号2番のあっせん委員は、6番石原功江委員と10番小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。 今回の申請は10.7haを超える大規模な案件でしたので、3月22日、朝9時より当市役所におきまして第3調査会4名の委員及び担当農地利用最適化推進委員2名、合計6名にて申請人〇〇氏より話を伺いました。申請人は75歳の高齢ですが、たいへん若々しく精力的で農業への情熱も感じられました。特に今回、そば・さつまいもを栽培いたしますが、さつまいもは〇〇市にある(株)〇〇を通じて販売するとの具体的な話も伺うことが出来ました。 また、遊休農地の発生防止につきましてもお話ししました。第3調査会及び担当農地利用最適化推進委員2名におきましては、今回の案件について何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第4号番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請人は現在、申請地の隣の実家に母と祖母、弟と妻、子供たちの合計7名で暮らしておりますが、子供たちが成長するにつれ今の家では手狭になってきたため、今回自分の家の農地に住宅を建築することとなりました。</p> <p>土地利用計画ですが、一般住宅2階建て延べ床面積114.26㎡の建物を建築いたします。給水は母屋の井戸に接続し、排水も合併浄化槽から母屋の排水管に接続し市道側溝に放流いたします。雨水は宅地内自然浸透で処理します。</p> <p>資金計画ですが、土地造成費、建築費、事務管理費で合計3000万円を予定しており、全額銀行融資です。金融機関の融資書類も添付されております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東側、南側は自己所有地、西側は山林、北側は宅地及び道路で、日照通風に何ら影響ございません。</p> <p>3月16日の農地利用最適化推進委員との調査会、及び本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。)

		以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	<p>この案件は平成20年4月18日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた事業計画でございます。この計画を変更するための申請でございます。</p> <p>内容につきましては事務局説明のとおりです。変更後の計画は議案第6号の3で詳しく説明しようと思っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、農業用施設ですので代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
3番	関	<p>案内図6-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請につきましては、〇〇氏が売買により農業用施設用地として転用する案件であります。</p> <p>転用行為の必要性、土地の選定理由ですが、申請者は専業農家</p>

		<p>として水稻、麦、大豆等を30ha耕作する大規模農家でございます。耕作面積の増加に伴いまして、農業用機械及び資材、それから収穫物等を格納する施設が不足しており、申請地と既存宅地を利用して、農業用施設を建築し農作業効率を向上させたいと考え今回の申請に至っております。</p> <p>土地利用計画につきましては、農業用機械、収穫物を置く農業用施設で建築面積115.93㎡の建物敷地用地としての利用となります。取水、排水については、水の利用はございません。雨水処理につきましては、砂利敷きにより敷地内浸透処理となっております。</p> <p>資金計画につきましては、土地取得費13万円、農業用施設建物建築費が700万円、土地造成費用が100万円、合計で813万円です。全額自己資金による対応となっております。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、本日の調査会におきまして、申請内容を確認の上現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのもの」であって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められる場合」であり、土地の選定経過書等に</p>

<p>議長 3番</p>	<p>中山 関</p>	<p>より代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p> <p>担当委員の説明をお願いします。</p> <p>案内図6-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は、社会福祉法人〇〇が経営している障害者支援施設の建て替え整備に伴う、駐車場及び現場事務所として一時転用する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性、土地の選定理由ですが、〇〇は施設開設から約40年が経過しており建物の老朽化とともに旧耐震基準の建物である為利用者の安全確保のための耐震整備が必要となり、施設の建て替え整備に至っております。</p> <p>土地の選定にあたりましては、長期間利用する工事従事者の利便性、安全性を考慮し、建設予定地と隣接している事、既存施設から離れており施設利用者の安全性を確保できることなどを総合的に検討して選定されております。</p> <p>土地利用計画につきましては、工事従事者用駐車場が93台分、現場事務所3棟、管理事務所1棟を確保しようとするものであります。雨水は敷地内浸透、生活排水は敷地内に浸透槽を設置し敷地内浸透とする。工事従事者用トイレにつきましては別の敷地に設置する計画となっております。</p> <p>現況の表土を15cm程すきとり、透水シートを敷いた上に、砕石敷きを15cm行い、すきとった表土はシートで被い場内に仮置きする計画となっております。利用後は砕石を取り除き、透水シートをはがし、仮置きした表土を戻す計画となっております。</p> <p>資金計画につきましては、隣地整備工事費として4,412,650円、原状回復工事費2,210,010円、土地賃借料1,520,000円、合計で8,142,660円となっております。</p> <p>周辺農地への影響につきましては、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>中山</p>	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようなので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>この案件は先ほど5-1であがった案件と同じであります。</p> <p>申請は、売買による所有権の移転のための申請であります。転用の目的は一般住宅でございます。</p> <p>譲受人は、賃貸住宅に妻と子2人の4人で住んでおります。子供の成長を考えると、現在の住居は手狭で十分な生活空間が取れません。また、祖母両親との同居を考えていることから申請地を取得し、自己用住宅を建築したいと考え申請に至りました。</p> <p>申請地は、上阿久津台地区画整理地内でございますので、住宅用地に適した閑静な地区という事で最適と考えて選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、木造2階建て、駐車スペースは2台分確保、給水はさくら市上水道から取水、排水はさくら市下水道に放流いたします。雨水の処理は敷地内にて浸透処理を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、土地取得費、建築費、事務費等含めまして4200万円でございます。全額借入金を考えておりまして、銀行からの融資証明書も添付されております。申請地の周辺は、西、南、北が住宅となっております。東が道路でございます。周辺には農地がございません。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号3番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号4番について、朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>この案件は、売買による所有権の移転のための申請であります。転用の目的は一般住宅でございます。</p> <p>譲受人は、賃貸住宅に妻と子の3人で生活しております。今後、子供の成長を考えると、現住居は手狭で十分な生活空間が取れません。よって申請地を取得し、念願の自己用住宅を建築したいと考え申請に至りました。</p> <p>申請地は、近隣商業施設及び学校施設等が充実して住宅用地に適した閑静な地区にあります。また農地への被害、及び集团的農地を浸食する恐れがない事から、最適と考えて選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、木造2階建て、駐車スペースは2台分確保、給水はさくら市上水道から取水、排水はさくら市下水道に放流いたします。雨水の処理は敷地内にて浸透処理を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、土地取得費、建築費、事務費等合わせまして3415万円でございます。全額借入を考えておりま</p>

		<p>して、銀行からの融資証明書も添付されております。周辺の状況でございますけれども、東、南は住宅でございます。西が道路、北が譲渡人所有の農地となっております。申請地は西側が接続道路で、東には既設の境界コンクリートがあります。また、南、北側につきましては新たに境界コンクリートで仕切ることからこの転用による土砂流出の恐れはなく周辺の農地に被害を及ぼすことはございません。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第6号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は、許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
18番	小林	<p>案内図6-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件は、売買による所有権の移転のための申請であります。転用の目的は一般住宅でございます。</p> <p>譲受人は、賃貸住宅に住んでおります。現在の住居は収納スペースが少なく、住居空間が手狭なことから、自己用住宅を建築したいと考え今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は、国道、県道にアクセスが良く、通勤面、生活面においても便利なこと、また集团的農地を浸食する恐れがない事か</p>

		<p>ら、最適と考えて選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、木造平屋建て、駐車スペースは2台分確保しております。給水はさくら市上水道から取水、排水はさくら市下水道に放流いたします。雨水の処理は敷地内にて浸透処理を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、土地取得費、建築費、事務費合わせまして2980万円でございます。借入金、自己資金を考えております。銀行からの融資証明書並びに残高証明書も添付されております。周辺の状況でございますけれども、東、西が住宅、南が山林、北が道路という事でございます。この地域は埋蔵文化財がございまして、土木工事等の届け出が必要ということで、ただいまさくら市教育委員会生涯学習課文化振興係と協議中でございます。以上のような状況でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ありませんので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第6号番号6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地になりますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

15番

齋藤

この案件は、〇〇(株)が〇〇さんの農地を賃貸借により駐車場として使用するという案件でございます。

案内図6-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)

転用行為の必要性ですが、〇〇(株)は、申請地の南側に事務所、資材置場及び駐車場を設置し、建設業を営んでおります。近年事業拡大のための従業員増加により、従業員の乗り入れ車両が増加し、来客用駐車スペース及び重機運搬車両の進入路・回転スペースの確保が出来ない等の支障をきたしております。つきましては申請地を従業員の駐車場として利用し、既存事業所周辺の資材置場及び駐車場を円滑に利用したく申請するという事です。

土地の選定理由なのですが、従業員の駐車場として使用するという事ですので、以下の4点について選定し申請地に決定したという事です。①事業所より200m以内の土地であること、②従業員の乗り入れ台数64台のうち半数程度を駐車できる500㎡から600㎡の土地であること、③駐車場としての利用を予定しているので、長方形又は正方形の土地。④出入りを考慮すると幅員3.5m以上の幅員を要する公衆用道路に面している土地であること。以上の4点から選定したという事です。

続きまして、土地の利用計画ですが、申請地は27台分の駐車場として使用いたします。申請地の周辺はL字擁壁を設置し、進入路は市道より低い勾配とし、周辺及び道路への雨水及び土砂の流出を防ぐという事です。また、場内は浸透性舗装とし、雨水は場内に浸透処理するという事です。

資金はすべて自己資金で賄います。

周辺農地への影響ですが、周辺は北側雑種地及び一部畑になっております。東側はさくら市所有の用悪水路及び市道となっております。南側と西側は畑となっております。農地への被害防除対策という事で、周辺にはL字擁壁を設置し、また、浸透性の舗装として雨水は場内に自然浸透という事ですので雨水及び土砂の流出は無いようにします。また、従業員の駐車場にするという事ですので日照及び通風の悪影響は無いという事です。

以上のようなことですので、今回の申請においては問題ないと考えておりますので、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

中山

それでは質疑に入ります。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号6番は、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	和氣	<p>(議案第6号番号7番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地になりますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で、集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
2番	齋藤	<p>案内図6-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請者は、父親が建てた家に同居しておりますが、家が狭いため新しい家が必要になったという事で、この事業を計画いたしました。 土地の選定理由ですが、申請地は親の居宅と道路を隔てた向かい側の農地で、農地への被害及び集団的農地を侵食する恐れがないことから最適地であると考え選定致しました。 利用計画としては、木造2階建て建築面積が77.84㎡、駐車場が2台分確保しております。さくら市の公共上水道に接続して、排水は合併処理後敷地内蒸発散処理施設で処理いたします。雨水は敷地内浸透、接道はさくら市道U1318号から乗り入れです。 資金計画といたしましては、2700万円全額借金という事です。 周囲への被害防除対策としては、東西は畑、南北水路を隔てて道路であります。全面平坦地で敷地内は砂利敷きにするため土砂等が流出する恐れはありませんが、事業の実施には十分注意する</p>

		<p>という事です。</p> <p>日照通風対策ですが、予定建設物は東西幅7m、高さも7mで、北側境界から1mの距離をおきます。また、北側には道路と水路を合せて幅約4.5mの余裕があることから日照の影響は軽微と考えられます。通風においても全方位において大きく遮ってしまう恐れはないという事です。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第6号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6番号7番は、原案どおり承認されました。</p> <p>それでは、次の議案に入る前に2時50まで休憩といたします。</p> <p style="text-align: center;">(午後2時38分～午後2時50分までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>では、再開いたします。</p> <p>次に、議案第7号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。平成30年度第12号公告予定年月日は平成31年3月29日です。計画の内容といたしましては、利用権設定が新規17件、再設定44件、農地中間管理権取得が3件、その他、所有権移転が1件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。以上です。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号は原案どおり承認されました。 次に、議案第8号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」 を議題に供します。番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第8号番号1番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振は白地、土地改良は未実施、現地確認担当者小池利一委員、 現地確認日平成30年9月3日です。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>ただいまの事務局の説明のとおりです。 入口は機械が入れるような進入路が無く荒れっぱなしの土地 です。竹林になってしまっている状況です。以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号番号1番は原案どおり承認され ました。 続きまして、議案第8号番号2番について、事務局の説明を求 めます。</p>

事務局	石原	(議案第8号番号2番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者大塚明美委員、現地確認日は平成30年9月18日、以上です。
議長	中山	担当委員の説明願います。
12番	大塚	担当の推進委員と同行して現地を確認してまいりました。現地はこの写真のとおり完全に森林の様相を呈しており、進入することもできない状態です。詳細については事務局の説明のとおりです。よろしくご審議ください。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号2番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第8号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者石田多美子委員、現地確認日は平成30年9月13日。以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
14番	石田	事務局の説明のとおりです。18日に現地に行って見てみましたが、写真のとおりでした。皆様のご審議よろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。

15番	齋藤	地図では北側が田になっていますが、そことの関係はどうなの でしょうか。
14番	石田	ここは山になっていました。
議長	中山	その他ございますか。
		【ありませんの声あり】
議長	中山	ないようですので、採決に入ります。 議案第8号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号3番は原案どおり承認され ました。 続きまして、議案第8号番号4番について事務局の説明を求め ます。
事務局	石原	(議案第8号番号4番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者大塚明美委員、現 地確認日平成30年9月18日であります。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
12番	大塚	担当の推進委員と同行して現地を確認してまいりました。この 周辺はかなり荒廃しておりまして、写真のところは梅が植えてあ りますが、その奥はかなり荒廃していて森林の様相を呈しており ます。詳細については事務局の説明のとおりです。よろしくご審 議のほどお願いします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。

		議案第8号番号4番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第8号番号5番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振外、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日平成30年9月3日。以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	事務局の説明のとおりです。県道のすぐ脇ですが、トラクターも何も入れないところで、ずっと耕作されていません。よろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号5番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第8号番号6番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者石田多美子委員、現地確認日平成30年9月13日。以上です。

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	18日に現地に行ってみてみましたが、写真のとおりでした。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号6番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第8号番号6番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第8号番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第8号番号7番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振外、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日平成30年10月15日。以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	写真のとおりかなり太い木が生えておりまして、農地の様相を呈しておりません。農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会においてもやむを得ないと思います。周辺への影響もありません。ご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第8号番号7番について承認される方の挙手を求めます。

		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 8 号番号 7 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 8 号番号 8 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第 8 号番号 8 番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振外、土地改良未実施、現地確認担当者小池利一委員、現地確認日平成 3 0 年 9 月 3 日となっております。以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1 3 番	小池	<p>ただ今事務局から説明があった通りです。この隣は太陽光発電になっておりここは入るところもなく荒れております。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		【異議なしの声あり】
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 8 号番号 8 番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		【全員挙手】
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第 8 号番号 8 番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 8 号番号 9 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第 8 号番号 9 番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者七久保勉委員、現地確認日平成 3 0 年 8 月 3 0 日となっております。以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明を願います。
5 番	七久保	写真のとおり二筆とも森林の様相を呈しております。農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会においても農地への復元は著しく困難と判断いたします。周辺への影響もありません。ご審議のほどお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 8 号番号 9 番について承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第 8 号番号 9 番は原案どおり承認されました。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から 8 番、報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から 5 番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちましてさくら市農業委員会 3 月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">(午後 3 時 22 分閉会)</p>